

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
06.5.3	06.5.17	中央区役所の公開決定（令和6年5月1日付大中魅第16号）において、請求内容を以下のとおりとした公開請求に対して、「マーケティング・リサーチの手引き」が対象文書として特定されています。 3月30日の公開請求に対して中央区役所より公開決定(令和6年4月15日付大中魅第6号)があり、公開対象文書として令和5年6月7日決裁「令和4年度中央区運営方針自己評価の実施並びに区ホームページへの掲載について」が特定されています。 しかし、公開請求には次のとおり記しました。 中央区の令和 4 年度運営方針には次の記載があります。 アウトカム指標の達成状況 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた、情報が発信されていると思う区民アンケート回答者の割合 65.6% 前年度 58.7% 個別 A 「区民アンケート回答者の割合」で「区の施策及び事業等が回答者にどの程度浸透しているか」が判断できるとする根拠が示された文書を公開してください。 上記個別評価「A」は、中央区民全体の状態がめざす状態に向けて順調であるとの判断ですが、「区民アンケート回答者の割合」でこのような判断が可能であるとする根拠が示された文書を公開してください。 請求対象文書は「区民アンケート回答者の割合」でこのような判断が可能であるとする根拠が示された文書」です。 市政改革室が作成した令和4年度運営方針策定要領には次の記載があります。 ⑥ 2 アウトカム（成果）指標 記載例 ・区民モニターアンケートで「・・・」と回答した割合 そして、運営方針自己評価要領には次のとおり記載されています。 目標の最終年度でない場合、原則として、アウトカム指標の達成状況は、最終年度の目標値と前年度数値（無ければゼロとみなす）から線形に見たときに、数値が上方にあれば「A」、そうでなければ「B」と記入すること。 つまりこれらの文書では区民（モニター）アンケートの結果数値に基づき、運営方針の「A/B」の判断を行う旨が説明されています。 すなわち請求対象文書である「区民アンケート回答者の割合」でこのような判断が可能であるとする根拠が示された文書」は、これら市政改革室が作成した各種文書及びその記載の根拠が記された文書であり、中央区役所の文書の特定は誤っているか不十分です。 公開決定(令和6年4月15日付大中魅第6号)を取り消すか、修正するか、あるいは追加で特定するかなどで、改めて文書を公開してください。 区民アンケートの結果数値を用いて、運営方針のマネジメントができるというのはいかなる根拠でしているのが分かる文書 マーケティング・リサーチの手引きの37ページには世論調査に関する説明として「回答者は、無作為に抽出するので、市民全体の意向把握の客観性が高い」との記載があり、また、61ページには「区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合：50%」との記載があり、区民アンケートの結果を用いたアウトカム指標のマネジメントが説明されています。おそらく上記特定の根拠はこれらの記載であると考えられますが、この「マーケティング・リサーチの手引き」のどの部分が「『区民アンケート回答者の割合』でこのような判断が可能であるとする根拠」、「区民アンケートの結果数値を用いて、運営方針のマネジメントができるというのはいかなる根拠」であるのが分かる文書を公開してください。 また、「マーケティング・リサーチの手引き」の該当部分の記載の根拠が分かる文書を公開してください。上記37ページ、61ページで言えば、区民アンケートで「市民全体の意向把握」が「高い客観性」で行えるとする根拠、区民アンケートの結果が「区民の割合」であり得、また、アウトカム指標でありうとする根拠です。	不存在		中央区役所	魅力推進課 (区政企画グループ)
06.5.3	06.5.17	運営方針自己評価要領	公開		中央区役所	魅力推進課 (区政企画グループ)
06.5.20	06.6.3	・令和4年度運営方針策定要領 ・マーケティング・リサーチの手引き	公開		中央区役所	魅力推進課 (区政企画グループ)